

令和6年 第2回

南会津町議会臨時会
会議録

南会津町議会

令和6年第2回南会津町議会臨時会会議録目次

第1日 5月16日(木)

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	2
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎町長挨拶	5
◎議案第56号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決	6
◎議案第57号 工事請負契約について(道路メンテナンス事業 下山橋補修工事)の上程、説明、質疑、討論、採決	22
◎議案第58号 工事請負契約について(社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟改修 建築主体工事)の上程、説明、質疑、討論、採決	23
◎議案第59号 物品購入契約について(建設機械購入)の上程、説明、質疑、討論、採決	25
◎議案第60号 物品購入契約について(消防ポンプ自動車購入)の上程、説明、質疑、討論、採決	28
◎議案第61号から議案第64号まで一括上程、説明、質疑、採決	30
◎議案第65号 令和6年度南会津町一般会計補正予算(第1号)の上程、説明、質疑、討論、採決	32
◎閉会の宣告	35
◎署名議員	37

令和6年第2回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

令和6年5月16日(木曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 議案第56号 専決処分について
 - 専決第 3号 南会津町税条例の一部を改正する条例
 - 専決第 4号 南会津町税特別措置条例等の一部を改正する条例
 - 専決第 5号 令和5年度南会津町一般会計補正予算(第10号)
 - 専決第 6号 令和5年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 専決第 7号 令和5年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - 専決第 8号 令和5年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 5 議案第57号 工事請負契約について(道路メンテナンス事業 下山橋補修工事)
- 日程第 6 議案第58号 工事請負契約について(社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟改修 建築主体工事)
- 日程第 7 議案第59号 物品購入契約について(建設機械購入)
- 日程第 8 議案第60号 物品購入契約について(消防ポンプ自動車購入)
- 日程第 9 議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第65号 令和6年度南会津町一般会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	酒井幸司	議員	2番	芳賀正義	議員
3番	湯田剛正	議員	4番	星和孝	議員
5番	古川晃	議員	6番	渡部裕太	議員
7番	森秀一	議員	8番	川島進	議員
9番	湯田芳博	議員	10番	室井英雄	議員
11番	丸山陽子	議員	12番	楠正次	議員
13番	湯田哲	議員	14番	高野精一	議員
15番	渡部訓正	議員	16番	山内政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田啓	総務課長
星良栄	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長
橘昭	農林課長	渡部秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡辺健二	会計室長	星貴夫	農業委員会 事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星博文	事務局長	阿久津文稔	事務局
-----	------	-------	-----

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和6年第2回南会津町議会臨時会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。



◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、川島進君、9番、湯田芳博君を指名します。



◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りに決定しました。



◎諸報告

○山内 政議長 日程第 3、諸報告を行います。

本日は、4 月 1 日付の定期人事異動後における初の議会であります。

4 月 1 日付の定期人事異動による異動職員の紹介をお願いします。

初めに、議会事務局の紹介をお願いします。

事務局長。

○星 博文議会事務局長 それでは、私のほうから議会事務局に配属となりました職員の紹介をさせていただきます。

議事係長の阿久津文稔です。

○阿久津文稔議事係長 阿久津文稔です。よろしくお願いします。

○星 博文議会事務局長 続きまして、議事係主事の渡部龍人です。

○渡部龍人議事係主事 渡部龍人です。よろしくお願いします。

○星 博文議会事務局長 議会事務局につきましては以上となります。

○山内 政議長 次に、執行部の方々の紹介をお願いします。

副町長。

○佐藤一範副町長 それでは、私のほうから本会議に出席いたします管理職のうち、この 4 月に異動のありました職員についてご紹介を申し上げます。

まず、会計室長ですが、館岩総合支所振興課長から異動となりました渡辺健二でございます。

○渡辺健二会計室長 渡辺健二です。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤一範副町長 続きまして、住民生活課長ですが、税務課長から異動となりました鈴木秀和でございます。

○鈴木秀和住民生活課長 鈴木秀和です。よろしくお願いいたします。

○佐藤一範副町長 続きまして、農業委員会事務局長ですが、住民生活課長から異動となりました星貴夫でございます。

○星 貴夫農業委員会事務局長 よろしくお願ひします。

○佐藤一範副町長 続きまして、税務課長でございますが、会計室長から異動となりました渡部さつきでございます。

○渡部さつき税務課長 渡部さつきです。よろしくお願いいたします。

○佐藤一範副町長 続きまして、伊南総合支所長ですが、農業委員会事務局長から昇格となりました菅家康夫でございます。

○菅家康夫伊南総合支所長 菅家康夫でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤一範副町長 執行部につきましては以上でございます。

○山内 政議長 これで諸報告を終わります。



◎町長挨拶

○山内 政議長 ここで、町長より発言したい旨の申出がありましたので、これを許可します。
町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

令和6年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年4月16日付で議長に対し報告いたしましたが、令和6年3月22日に町から町民の方に支払った令和5年度保健協力員報償金1万9,200円につきまして、町内の別人の口座に誤って支払った事案が発生いたしましたので、その概要についてご報告をさせていただきます。

保健協力員につきましては、令和4年度から令和5年度までの2か年の任期でありましたが、町内の1つの地区につきまして、行政区からの申出により令和5年度に改選され、町がその報告を受けておりましたが、その情報が内部で共有されておらず、改選前の方に支払った事例でございます。

改選前の保健協力員から町に対し、保健協力員の報償金が振り込まれたが、保健協力員を辞めているので確認してくださいとの連絡があったことから、事案が発覚したものであります。

本件につきましては、誤送金の相手方に謝罪した上で、金融機関を通じた組み戻しで返金をしていただき、正式な支払者に令和6年4月5日に振り込みを行いました。この件で町は、金融機関への組み戻し手数料550円、源泉徴収した所得税の返納金収納手数料37円、合計で587円を負担することになりました。

今回の原因としては、保健協力員の委嘱関係の事務については各総合支所で担当し、報償金の支払いは本庁で一括担当しており、確認経路が複雑だったことから発生してしまったものであり、過日の課長会議において、所属長に対し同様の事務がないか確認し、誤りが起こらないよう事務分担を再確認するよう指示したところであります。

今回の件でご迷惑をおかけいたしました皆様におわびいたしますとともに、信頼回復に向け職員一丸となって取り組んでまいります。

なお、本件に対する職員の処分につきましては、懲戒処分の基準には該当しませんので、事案の公表のみといたしました。この場をお借りいたしまして、おわびと報告とさせていただきます。

○山内 政議長 ただいまの町長説明のとおり、ご了承願います。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、南会津町議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は、答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定によって、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。

日程第4、議案第56号 専決処分について、専決第3号 南会津町税条例の一部を改正する条例、専決第4号 南会津町税特別措置条例等の一部を改正する条例、専決第5号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第10号）、専決第6号 令和5年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、専決第7号 令和5年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第8号 令和5年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 今臨時会に提出いたしました各議案等の提案理由についてご説明を申し上げます。

初めに、議案第56号 専決処分についてであります。本案は、さきの3月議会定例会最終日に申しあげました地方税法等の一部改正に伴い、関係する町の条例の一部改正について及び令和5年度の各会計に関する最終補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

初めに、専決第3号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

主な改正内容であります。1点目は、個人町民税において、令和6年度に実施する町民税の定額減税に係る規定の整備をするもの及び公益信託制度改革による所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備をするものであります。

2点目が、固定資産税において、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を規定するものであります。

次に、専決第4号 南会津町税特別措置条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、奄美群島振興開発特別措置法第38条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴い、課税免除または不均一課税の適用期限を延長することから、関係する条例について所要の改正をするものであります。

次に、専決第5号 令和5年度南会津町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2億898万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ134億7,806万円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、町税等を追加する一方、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債等の減額補正を行うものであります。

歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正に対応するとともに、事業費の確定見込みに伴い、第1款議会費及び第3款民生費から第10款教育費までを減額する内容となっており、予備費

に関しては、歳入との調整を措置したものであります。

なお、第2款総務費におきましては、公共施設整備基金へ2億円積立てを行うことから増額となっております。

また、繰越明許費の補正と地方債の変更は、それぞれ第3表繰越明許費補正、第4表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第6号 令和5年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ9,265万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,894万円としたものであります。

歳入では、延滞金及び診療報酬過年度返還金等を追加する一方、国民健康保険税、県支出金、繰入金を減額したものであります。

また、歳出においても、事業の確定見込みにより、総務費、保険給付費、保健事業費等を減額する補正予算となっております。

次に、専決第7号 令和5年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ676万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,404万2,000円としたものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料の収入見込みや歳出補正に伴う繰入金及び健康診査事業の受託事業収入の確定見込みにより減額したものであります。

また、歳出においても、事業の確定見込みにより、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費等を減額補正する内容となっております。

次に、専決第8号 令和5年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ237万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,859万円としたものであります。

歳入では、収入見込みに伴い、保険料、国庫支出金を増額する一方、支払基金交付金、県支出金を減額するものであります。

一方、歳出では、事業の確定見込みにより、総務費、保険給付費、地域支援事業費について減額補正を行うほか、介護給付費準備基金積立てのための追加補正を行うものであります。

以上、専決処分いたしました6件の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 今、一括で説明をされたんですが、その中の専決の第5号の部分で質問したいです、よければ。

○山内 政議長 第5号ですね。

○9番 湯田芳博議員 はい。それでは、以下質問をさせていただきます。

まず、一般専決のページ23ページになります。

諸収入、款が諸収入について、項が受託事業収入、目が農地中間管理機構受託事業収入、その点と、それから、同じページの諸収入の雑入、目が雑入ですね。5項のところですか。それから次のページ、24ページになりますが、これも同じく諸収入の項が雑入で、目も雑入、節が雑入、これについては下から3行目、南会津町地域公共交通計画策定団体負担金、それから、下から6行目の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入についてを伺います。

さらに、一般専決のページ37ですが、民生費、社会福祉費の中の社会福祉総務費、節が負担金、補助及び交付金、これは下から2行目の価格高騰緊急支援給付金、さらには、上から3行目の結婚新生活支援事業補助金について伺います。

さらに、同じ37ページですが、目が障害者福祉費、節が委託料で、相談支援事業委託料について伺いたいというふうに思います。

さらには、ページ38ページに移りますが、同じく民生費で、社会福祉費の中の老人福祉費で、節が負担金、補助及び交付金で、デイサービス円滑化補助金について伺います。

そして、最後であります、ページ39ページの、目が老人福祉施設管理運営費、節が委託料について、この中の指定管理料、デイサービスセンターについてお尋ねをしたいと思っています。

まず最初に、収入のことについてですが、農地中間管理機構の受託事業収入が20万4,000円減額されています。この受託事業の内容と、その理由をまず教えてください。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えいたします。

こちらの事業につきましては、県より、農地中間管理機構の指定を受けている広域財団法人福島

県農業振興公社の業務の一部を町が受託している内容となっております。

基本的には、農地中間管理機構の賃貸借に係る事業をこちらのほうで受託しておりまして、こちらに係る主な内容としましては、会計年度任用職員の人件費並びに事務経費等の部分についてその割合、事業に係る部分についての受託の収入金となっております。こちらについて、今回確定になりましたので、減額となっております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 私が聞いているのは、その項目ごとに減るといのは分かるんですが、どういう結末というか結論で減ったのか、会計年度任用職員の経費なんだろうけども、それがなぜ減ったのかというところをお聞きしたい。もう一度お願いします。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 お答えします。

こちらの主なものにつきましては、会計年度任用職員の通勤手当に相当する費用弁償につきまして、当初、こちらの距離数の部分の確定によりまして減額となったところになっております。

あと、主にこの項につきましては、消耗品等の部分での減額となっております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 通勤手当ということは、いわゆる燃料費といいますか、そういうものが高騰したことによって変わって、上がるのかなというふうに思ったんですけども、こちら減ったというのは、そこがちょっと分からないんですけども、距離の加算が最初に誤っていたということですか。

○山内 政議長 農林課長。

○橘 昭農林課長 こちらにつきましては、当初、町内の方からの応募によつての通勤手当の算定をさせていただいたんですけども、田島地域からの方が採用になったことになりまして、当初の通勤の距離数の部分での減額となったことに伴いまして、今回減額したものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 理解をいたしました。

次に、雑入の関係なんですけども、ページ24ページになりますけども、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入が310万円ほど減りましたと。これについて、なぜ当初との違いが出たのか、そこを教えてください。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 それでは、お答えいたします。

こちらの高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業につきましては、実施の主体そのものは、福島県の後期高齢者広域連合というところが事業主体となります。実際に、それぞれの市町村にその事業の内容等に応じて負担金が交付されるという中身になっております。

それで、今回のこの減額の理由だと思うんですけれども、そちらにつきましては、ちょっとこの負担金の額の算定が若干特殊でして、例えば、各市町村の積み上げによって負担金が計上されるというものではなくて、ある程度のそれぞれの高齢者の率であったり、あとは、こちらの人件費のほうにも充当される予算にもなっているんですが、担当職員の人件費であったり、その他想定される事業をある程度ひっくるめた上で、概算として交付されるという仕組みになっています。

ですので、実際に広域連合のほうである程度想定した事業と、実際に町のほうでやった実積的な事業、そういったところで多少乖離が出てきますので、その分310万円ほどの減額というふうになったところがございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、いずれにしても根拠があって試算をするわけですね、県にしても町にしても。この結果、ここから見えてくる高齢者政策というのはどういうふうになるかという判断をされたかどうか。この減額、いわゆる県が試算をした金額と、実際に実績を積んできつてつくられた実数があるって変わってきたと、それは分かるんですが、変わった理由は分かるんですが、ここから見えてくる高齢者政策というのはどういうふうになるのか、あるいは変わらないのか聞いておきます。

○山内 政議長 住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長 お答えいたします。

今回のこの減額から見えてくる理由として、実際に町のほうとしましても、実際この事業の一番の目的というのが、75歳以上の高齢者の方の保健指導事業の充実、これが一番の目的として始まった事業でございます。

ただ、実際には、既存の実際に今行われている事業のほかに、例えば、高齢者事業の見守りであったり、そういったものがなかなか広域連合のほうで想定していたものに対して、町のほうでなかなか手が届かなかった事業、そういったものがあることも事実でございます。

ですので、来年度以降の事業の展開につきましては、実際にどの部分が足りなかったかとか、どういうふうな計画を立てていくべきか、そういったものを精査しながら、今後進めていきたいとい

うふうに考えております。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 結果が減るということは、そこに何らかの行動の実態があるわけですね。行動の実態に逆行するような政策を考えていかなければいけない。あるいは、政策展開を細かく精査していかなければいけないことだと思います。

つまり、どういう内容で縮小していくのか、縮小というのは、実は政策的な縮小じゃなくて、町全体の力の縮小になっていかないか、あるいは政策としてあるならば、その政策が行き届いているのかいないのか。行き届いているとすれば、予算を上回るような実績が出たのかどうか、ここがやっぱり計上に値するかどうか、こういうふうに思いますので、引き続き、次の南会津町の公共交通計画についても同じような質問をいたしますので、お答えをお願いします。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

24ページの南会津町地域公共交通計画策定団体負担金の減額、466万8,000円ということですが、当初雑入で見えていました。といいますのも、令和5年度に決定しました公共交通計画につきましては、法で定められる団体で、まずその計画をつくることということで定められておまして、町で設置しました公共交通会議という組織があります。そこで計画を策定いたしまして、そこに対して、町は補助金を計画策定に係る経費の部分を補助金として支出しました。受けるものは町であろうと考えていたんですが、ちょっと認識に誤りがありまして、国・県からの補助金もその団体で受けるということでしたので、その団体から町が補助をしたとき、900万円ぐらいあるんですが、その分の国・県からの補助金相当分を歳出に落とし入れるということで処理させていただきました。

そのために、一般専決の33ページの款が総務費、項が総務管理費、目が11の交通対策費の中に、18の負担金、補助及び交付金とありますが、この中ほどに地域公共交通会議補助金として減額の387万4,000円とあります。この国・県からの補助金相当分をここで減額したものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 理解をいたしました。

続いて、ページ37ページなんですけど、ここの、まず結婚支援事業についてお伺いをいたします。

結婚新生活支援事業補助金の283万2,000円の減額ですが、これの内容を知りたい。教えてください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

これにつきましては、新しく結婚をされまして、それで南会津町に住み続けるという方に対して、引っ越しの費用であったり、あと、アパートを借りた際の家賃の一部補助などをしておりました。今回300万円を当初予算に見ていたわけですが、1組の申請しかなかったということで、1組分16万8,000円は経費としまして、残った分を減額したものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 これは、いわゆる人口政策に結びついてくる要素でもあるわけですが、つまり、この実績が少なかったということは、想定した事業成果が得られなかった。これは相手があることですから、当然変更があつていいんですが、ここの状況を見て、今後、この政策、あるいはこの事業をどう分析し、さらに、この事業の精査をしていくのかお聞かせ願いたい。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

令和6年度当初予算では、この結婚新生活支援事業につきましては廃止いたしました。といいますのも、これを検証する中で、この補助金があるから結婚するということではないというふうに考えました。そのために、令和6年度にはこれに代わるものとして、新婚生活エール事業といたしまして、結婚を祝福するという意味のために1組当たり5万円の給付制度をつくりまして、現在進めているところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 朝令暮改ということわざがありますが、様々な要件を基に政策企画をし、あるいはそれを実行に移し、そして成果が生まれる。その中で、刻々と私たちの生活を取り巻く環境、あるいは経済的な動きが変わっていく。そういう中で、様々な目の細かい政策を立てていって実行に移すというのは、かなりある意味では重要であるんだけどもこなせない。理解はします。そういう中で、やめていく、やめるということは、恐らく私は全てをやめたわけじゃなくて、その中の一部を取り入れながら新しい方策、あるいは新しい方向性をつくり出したと、こういうことではないかと思うんですが、もう一度伺います。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

先ほど私の答弁がちょっと分かりづかった部分があったかもしれませんが、この結婚新生活支援事業につきましては、国の制度として今まで進めていました。

町のほうで同じ要綱をつくって進めてきたわけですが、この制度があるから結婚するということではないというふうに私どものほうでは検証しまして、これに代わる事業といたしまして、結婚した方を祝福するという意味で、新婚生活エール事業というものをつくりました。これは、年齢とか条件とかは緩和しまして、町に住民票を移して、5年間以上定住する意思がある新婚の方を対象に、1組当たり5万円を給付するという事業を新たにつくりまして、今進めているところであります。

○山内 政議長 9番議員に申し上げます。

マイクに近づいて発言をされるようにお願いします。聞き取りにくいということでございますので、よろしくお願いします。マイクに近づいてお話をしていただきたいと思います。

○9番 湯田芳博議員 今のお答えなんですが、結局国が政策を立てるときに、これは全国一律の要件なんですね。いわゆる特別な町村を特別な福利で政策展開を取ることが新たにできないんですよ、提案型だったら別ですけども。そうすると、そこで一旦国の制度がこの町に合致するのかどうかというのをそこで1回きちんと審議をして、国から来たからやるではなくて、そうではないかもしれませんが、そこでやっぱり町の実態を十分理解をした上で新しいといえますか、新たな町の枠組み、助成の枠組みというのをつくっていかないといけない。名称は変わるけど、結局結婚する人に対する支援としては一緒ですよ。それはやめないわけですね、そういうことでしょう。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の事業について、国の制度でいうと所得制限がございまして、該当する方がほとんどいないというような実態が見えてまいりました。ですから、その分を事業に上げていても効果が薄いという観点から、別事業でこちらに来ていただいて、もしくは結婚する方の支援事業を新婚生活エール事業という形で、新しい芽出しをしながら町としての政策を立てていきたいと、このように思って当初予算に計上しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 もし、今の答弁がそのとおりだとすれば、例えば、どのような情報を入手して、その制度改正をしたのか。対象者はどういう方々で、いわゆる南会津町にどういう実態があるからこういう制度に変えましたという算出根拠がありましたら教えてください。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

この新しい新婚生活エール事業につきましては、あくまでも補助金ではなくて祝福するというこ
とで、給付金というような扱いで考えております。ですので、今町内に、昨年度、町内で結婚の婚
姻届を提出された方が約30組いるということから、町では30組あるのにもかかわらず、今までの新
婚生活支援事業についてはほとんど該当する方がいっしょにいなかったという実態を踏まえまして、
その30組の方を祝福する意味合いで、補助金ではなくて給付金として1組当たり5万円を給付する
というようなことで、制度を今進めているところでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 そうしますと、いわゆる結婚を促進するという、結婚をできるだけ進めて、
そして、できれば人口を増やすとか、あるいは町の元気を出すとか、そういう積極的な姿勢ではな
くて、そういう方がおられたら、そこで祝い金を出すと。つまり、そこから先は期待していないと、
こういうことでよろしいですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

結婚につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、相手があることですので、なか
なかこの支援制度をつくったとしても、なかなか厳しい面があるのではないかというふうに考えて
おりまして、この新たなエール事業をきっかけといたしまして、今後、結婚から妊娠・出産、子育て
というような一連の支援について、再度PRするような手法等を考えてまいりたいというふうに
総合政策課では考えているところでございます。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうから加えて答弁をさせていただきたいと思います。

結婚支援事業については、これまでも若い人たちに出会いの場を提供するという発想から取組を
進めてまいりました。直接的なお見合いイベント、それから、軟らかい形で出会いを提供する事業、
さらには、意識改革というか自分磨きをしてもらうためのセミナー、さらには、庁内の若手職員に
よる組織をつくってインターネットコミュニティの中で仲間づくりをしたり、さらには、結婚支
援の企業登録、さらに、縁結びサポーター制度、そういったものを町としていろいろ仕組みをつく
っておりまして、今後、それらを有効的に連携させる取組を進めていくということでございますの
で、私としては、結婚から出産に至って子供が増えるというような人口減少対策の一つだという思
いで進めている事業でございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 当然、政策というのは全部つながっていますから。そして、それをどの程度有効に働いているのかを検証しないといけないんですよ。有効性とか効率性とか、それは言葉では簡単なんです。しかし、それが現実はどう結びついて、それがどういう効果を生んで、そして、それが大きな、いわゆる町としての振興計画につながっていくのかというところを、十分今後お考えをいただいて、制度の改正や助成金の在り方を絞り込んでほしいと思います。

時間があまりありませんので次にいきますが、ちょっと飛ばしましてページ38ページなんですけど、目が老人福祉費、節が負担金、補助及び交付金のデイサービス円滑化補助金の264万3,000円の減額ですけど、ちょっと説明をお願いします。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

デイサービス円滑化補助金264万3,000円の減額についてなんですけど、これは当初予算を見積もった際の介護報酬、さらには稼働率というところから予算を算定いたしました。

その当初予算と比較をいたしまして、稼働率が上がった。結果、その施設の介護収入が増えたということで、今回その差額が出たということで、予算を減額するものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 稼働率が上がった原因を分析しているんですか。検証していれば教えてください。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

最終的には、正式な検証、評価につきましては、今後、決算議会に向けながら進めていきたいとは思っているんですけど、1年間の補助金を出して、委託を出して、その経営を見る中での情報といたしましては、稼働率が上がった理由につきましては、まず土曜日の営業を行ったということで、今までの利用状況を見ながら閉める曜日、さらには行う曜日を増やししながら経営改善を行っていったと。さらには、一番の要因としましては、コロナの利用控えを大分多く見積もっておりました。大分コロナで休んでいた方々が、各施設の利用を増やしていったというようなことを報告を受けております。

また、これまでの1年間の業務の中で把握しておりますので、少ない日、さらには、今後増えるであろう曜日の時間帯等の工夫をした、または、コロナで利用控えによって休んでいた方が大分戻られたというようなことをつかんでおります。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 大変納得のいく工夫と検証、あるいは改革をされているということであり
ます。

最後になりますが、老人福祉施設管理運営費の、委託料のデイサービスセンターの、これは1,195
万6,000円、この減額について理由を教えてください。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

この約1,200万円の中には、各所管が違う予算が含まれておりますので、まず健康福祉課で、この
予算の中に入っているものからお答えいたしますと、この中の一部、デイサービスセンター七峰と
いうのが荒海関本地区にあるんですが、そちらのデイサービスセンターの経営が改善されたという
理由につきましては、先ほど同様に、当初見積もっていた稼働率より若干上がったということと、
利用者が戻ってきたということによりまして、150万円の減額をしております。

健康福祉課からは以上です。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○渡部浩明館岩総合支所長 館岩地域のデイサービスセンターでございますが、高夕という施設が
ございます。高夕の施設につきましては、減額額が、うち179万4,000円の減額となっております
でございます。理由等につきましては、健康福祉課長と同様であるということをご理解いただき
たいと思います。

○山内 政議長 時間になりましたので手短に。

伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長 お答えいたします。

伊南支所におきましては、伊南高齢者生活福祉センター尾白荘という施設がございまして、これ
も利用者の増とございますか、介護保険事業収入の関係で減額になるものでございます。総額で540万
円の減額でございます。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えいたします。

南郷地域では、デイサービスセンターみさわ荘でございます。このうちの減額分につきましては
322万9,000円で、減額の理由につきましては、先ほど健康福祉課長が申し述べたとおりでございま

すが、介護保険事業の収入が当初より200万円ほど増額しました。それと併せまして、電気料のほう
が130万円ほど当初見込みより安くなったということでございます。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、一般専決の37ページの結婚新生活支援事業補助金と、その下
の価格高騰緊急支援給付金給付事業……

○山内 政議長 楠議員、マイクに近づいて発言をお願いします。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

……について伺いたいと思います。

先ほどの質疑の中で、30組の結婚された方に、ほとんど今までの補助金というのは該当しなかつ
たということですが、それが今度のエール事業では、その方たちにも該当しているというこ
とであります。

あと、この点について、どこで、私、前聞いたのかもしれませんが、該当するにできる理由、
できない理由、30組ができなかったと、できないと、今までの方ができないという要件というの
はどういうものがあつたんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 お答えいたします。

先ほど町長のほうからもお話がありましたが、所得制限がありまして、1世帯500万円というこ
とで、失礼しました。ちょっと確認させてください。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私からアウトラインをお話し申し上げたいと思います。

今回、専決補正で計上しました結婚新生活支援事業補助金、これは、転居なり住まいを求める際
に、町が支援するもの。ですから、そういった案件が該当する、やっぱり制限関係があつて該当し
ないということで、もともと申請そのものが少なかった。これは申請主義です。

もう一つの新年度に上げてありますエール事業、これについては、結婚をされた方から結婚の事
実を書面で出してもらって、それによって内容を把握するというので、こちらは所得制限はござ
いませぬので、申請に基づいて、しっかり婚姻された方については支援をできるかなと、このよ
うに思っております。

○山内 政議長 12番議員、先ほど数字的なものを求められましたが大丈夫ですか。

○12番 楠 正次議員 大丈夫です。

○山内 政議長 じゃ、続けてください。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それで、先ほど5年以上居住することが要件と、今度のやつですね。この5年以上というのは、結婚されたその方が申請した時点で、この5万円を給付できるんだと思うんですけど、5年以内に離婚ということがあったりとか、引っ越してしまったというところはどうなんですか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 その場合は返還ということで、一応考えているところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

7万円給付、去年の6月に3万円を給付した、政府で10万円を給付したいという低所得世帯の給付金、これで今回1,288万円が減額になっているんですけど、当初、12月に私伺いましたけども、2,000件程度の予算を取っていたという部分で、6月時点でも高い給付率だったんですけど、この減額の理由をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり予算要求につきましては、当初2,000世帯、1億4,000万円の予算を計上してございました。これを執行するに当たりまして、対象世帯が、支給世帯が1,816世帯、給付金にいたしまして1億2,712万円という執行額になりまして、この差額1,288万円を今回減額するものでございます。

なお、これにつきましては、予算計上にちょっと多めに2,000世帯ということで、多めに予算を要求してございまして、結果、今ほど申し上げたような執行状況になってございますが、前回の議会で申し上げましたとおり、支給率につきましては、対象世帯に対しまして約99%と非常に高い支給を行ってございます。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 同じく、専決5号の一般補正予算の内容について質疑したいと思います。

ページは、一般専決52ページの土木費、道路橋梁費、維持費の12の委託料であります。

大幅に減額ということではありますが、我々も承知のとおりであります。本当に雪が少なくて大変よかった面、また、困っている人もいるわけですが、その中でこの減額の内容、出動状況等、分かればお願いしたいことと、あと、待機保証というのが出てくると思いますが、その点はどういうふうになっているのか。また、雪も、こういう冬の状況も、こういうこともまた続くというようなことも反面心配されますので、その辺のここの実態を基にどのような委託の在り方がいいのか、それぞれ4町村あるわけですが、それを比較してどうなるか、検討すべき余地はないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

まず、除雪委託料の内訳についてご説明を申し上げます。

除雪委託料でございますが、全体で4億1,000万円程度の事業費を持ってございまして、実際、執行額が2億9,062万2,000円ということで、1億1,948万円の減額になってございます。

除雪の執行状況なんです、こちらの田島、館岩、伊南、南郷と4つの町村が、旧町村体でございますが、除雪につきましては、田島地域が約15日、館岩地域が26日、伊南地域が13日、南郷地域が12日というような除雪の稼働状況になってございます。

あと、待機保証料につきましては、南会津町につきましては、これは平均的ではございますが、機械によって実際は違うんですが、平均的なことを申し上げさせていただきますと、12月、3月というのはどうしても月が半分程度ということでございまして、平均的にいいますと、約42万円程度の待機保証料になってございます。1月、2月につきましては、約65万円程度の待機保証料ということになってございます。そのほかに、先ほども申し上げました日数と時間に応じまして、かかった経費分の支払いをするというような状況でございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 先ほど申し上げましたが、この事実、実態、雪不足の中で将来的に、また、次年度というものも同じ状況、気象状況になる可能性もあるわけですが、その辺を、今回を教訓とした今後の除雪体制の委託の状況、どのように考えているのかお願いしたいと思います。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 私のほうからお答え申し上げます。

今年は、昨年もそうでしたけども、たまたま少雪でございました。その前の年がすごい豪雪でご

ざいまして、気候変動の影響もあるんだろうと思いますけども、その波が大きくなっているというのが実態だと思います。

我々としては、翌年度の予想を立てることは、これはできない。ですから、これまでの過去何年間の経費を推計して、翌年の除雪費を計上していくというやり方でございますので、万が一、平年並みに降った場合でも十分な除雪体制は取れるような予算措置は必要だと思いますし、豪雪対策本部を立ち上げるような雪の多い土地については、追加の予算措置をもって住民生活の安全・安心を守っていくというような形で除雪の対応は必要だと、このように思っております。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

総合政策課長。

○星 良栄総合政策課長 私のほうから、先ほど私が答弁した中で誤りがありましたので、訂正させていただきますと思います。

9番議員と12番議員の質問の中で、新婚生活エール事業についての要件ということで、5年以上と私お話ししましたが、正確には3年以上ということで訂正させていただきますと思います。

失礼いたしました。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山内 政議長 ないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第57号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業 下山橋補修工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、議案第57号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業 下山橋補修工事）をご説明申し上げます。

本案は、旧南郷第二小学校の下流側にある下山橋につきまして、舗装の打ち替え、橋梁の桁の塗り替え等を行うもので、去る4月25日に6社を指名し競争入札を実施した結果、1億3,856万4,360円で南総建株式会社が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

なお、工期は令和7年3月31日を見込んでおります。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 金額とかそういうことではないんですけども、業者を6社を指名して辞退が4社という、その辞退の理由を今掴んでおられると思うんですけども、どのような理由があったか伺います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

今回の入札につきましては、4社辞退をされております。

その内訳でございますが、辞退の理由ですが、まず1社が、自社の見積額では落札できないと判断したが1社です。続きまして、労働者の確保が困難であり履行できないと判断した、こちらが2社でございます。もう1社が、今後受注したい工事があり、配置技術者を確保しておきたいためということで、以上4社の理由でございます。

以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第58号 工事請負契約について(社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟改修 建築主体工事)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 それでは、議案第58号 工事請負契約について(社会資本整備総合交付金事業 町営住宅会下団地1号棟改修 建築主体工事)をご説明申し上げます。

本案は、老朽化した町営住宅会下団地1号棟の住宅内部改修工事を行うもので、去る4月25日に8社を指名し競争入札を実施した結果、5,258万円株式会社大橋工務店が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

なお、工期は本年11月15日を見込んでおります。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 これも先ほどと同様に、非常に辞退が多いような気がするんですが、大きな建設会社と違って、こういう事業をもうできる状況にないのかなというような想像もするんですけども、辞退の理由をまた伺いたいと思います。

○山内 政議長 総務課長。

○月田 啓総務課長 お答えいたします。

この入札につきましては、5社辞退されております。

まず1点目ですが、自社の見積額では落札できないと判断した、こちらが2社でございます。続きまして、手持ち工事量が多く履行できないと判断した、こちらが1社でございます。続きまして、当該工期に配置できる技術者がいなかった、1社でございます。最後につきましては、今後受注したい工事があり、技術者を確保しておきたいというのが1社でございます。合計5社の理由でございます。

以上です。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 見積りが合わないということは当然出てくるんだろうというふうには思うんですけど、これが2社あったということと、そのほかには3社それぞれの理由があるんですけど、札をどうしても入れられる前に、1番なのは当然自分の会社で見積もった場合、今見積りってすごくAIとかも活用しながら非常に細かいところまで計算ができるというような状況を聞いているんですけど、この金額の設定というのはどういう形で、根拠となるのはどういう形になっているのでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

まず、金額の設定の算出でございますが、こちらにつきましては、まず県の単価、さらには市場単価、物価資料、そういったものを参考にして単価のほうを算出しているというところで、工事費につきましては、それらをおのおの組み合わせながら単価を算出しているというところでござい

す。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第59号 物品購入契約について（建設機械購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第59号 物品購入契約について（建設機械購入）をご説明を申し上げます。

本案は、田島地域と南郷地域で稼働しております除雪ドーザの更新に係る物品購入契約であります。

両車両とも平成14年に購入し22年が経過しており、老朽化による馬力の低下や修繕時における交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、冬期間の通勤、通学及び住民生活に支障を来すおそれがあることから、除雪作業の円滑化による安全・安心な交通確保に寄与するため、国の社会資本整

備総合交付金事業により除雪車両の更新を行うもので、去る4月25日に6社を指名し競争入札を実施した結果、6,682万5,000円でコマツ福島株式会社社会津支店が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要であります。14トン級車輪式除雪ドーザ2台、第4次排出ガス規制対策型で、納入期限は令和7年3月31日を予定するものであります。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありますか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 まず初めに、2台を同時に購入する事業にしたという理由を聞きたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

この除雪機械につきましては、更新計画というものを持ってございまして、昨年につきましては、令和5年度につきましては館岩に除雪ロータリー1台ということで、今年度につきましては、田島地域と南郷地域におのおの1台ずつということで計画を持ってございます。

さらに、来年につきましては、たしか伊南地域だと思ったんですが、伊南地域というふうには計画を持ちながら、今現在進めているというところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 1台ずつ入札をするのではなくて、2台同時にしたほうが町にとってメリットがあるから2台同時に契約をするという入札にしたのかということを知りたいんですけども。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

こちらの機械の仕様につきましては同じ仕様でございますので、まるっきり同じものでございますので、2台まとめて入札にしたというところでございます。

金額につきましては、入札の結果ということもございまして、安い、高いという問題は入札をしてみないと分からないという部分もございまして、そういった形で入札をしたというところでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 今はこのものを造っていて、在庫を売るとかということではなくて、契約をして、注文をして、その納期に間に合わせる。以前、なかなかこういう機械、特殊な機械で納期に間に合わないというようなことを聞いた記憶があるんですけど、2台一緒に取って、納期にちゃんと間に合うと、間に合うからもちろんそういうことで札を入れられたと思うんですけども、その辺の懸念はなかったんですか。

1台ずつ入札をすることは、町としては先ほど同じ型式のものということでしたけど、それぞれ別に発注して、別々の会社が取るというようなことよりも、2台同時に発注したほうがメリッ的なものがあったのかどうか、金額が高いとか安いとかではなくて、そういうことは検討されたんですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

2台同時ということで、今回先ほど申し上げましたように、丸々同じ仕様ということで考えてございます。そちらを1台ずつに分けてということは、実際は考えてはございませんでした。特に大きなメリットについてもないかなというところで、2台まとめて入札をしていただいたほうが、先ほど実際のところは分からないと申し上げましたが、価格の下落が見込まれるということも実際は内々では考えられるという部分もございましたので、そういった部分で2台一揃いということにさせていただきました。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 その点については了解しました。

先ほどと同様に、同様といっても今回の場合は6社中5社が辞退されていると。この理由、価格に問題があるのか、何か競争入札という名前なんですけど、競争原理が働いていないというふうにこれだけを見てしまうと思うんですけども、この辞退されたところの理由、忙しくてとてもできないのか、金額的に合わないのか伺いたいと思います。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

辞退の理由でございますが、まず今回6社ということで、町のほうに指名参加願が出ております会津の会社から6社を指定させていただきます。その指定につきましては、県内のほうにおいて、会津しか、この6社が除雪車を取り扱っていないということで、この除雪車の6社をまずは指名をさせていただきますというところでございます。

そちらにつきまして、まず大きな除雪機械につきましては、大きな3大メーカーというのをござ
いまして、コマツ、日立、キャタピラー社ということで、3大の除雪機械のメーカーを取り扱って
いる事業者ということで、こちら確認をしましたところ、今回コマツさんが受注をされたところな
んですが、日立さんにつきましては、7月頃にならないと明確な価格設定ができないというのは、
モデルチェンジがあるということでございます。モデルチェンジがありまして、おおむね7月頃
にならないと明確な価格が出せない。さらには、納期につきましても3月いっぱいに入ることが
できないということで、日立さんについては辞退という形になってございます。

こちら、あともう一つ、同じくキャタピラー車を扱っている業者さんにつきましても同じような理
由でございまして、今年度にモデルチェンジを予定しているということでございますので、納期に
ついて3月31日までに納入することができないというような理由になってございます。

以上でございます。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第60号 物品購入契約について（消防ポンプ自動車購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第60号 物品購入契約について（消防ポンプ自動車購入）をご説明申し上げます。

本案は、館岩地域の松戸原地区第二支団第一分団第二部に配置している消防ポンプ自動車が購入から25年が経過し、老朽化による揚水及び放水能力の低下と故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、緊急消防車両として住民生活の安全・安心の確保に支障を来していることから消防ポンプ自動車の更新を行うもので、去る5月2日に2社を指名し競争入札を実施した結果、2,530万円で会津消防用品株式会社が落札しましたので、同社と物品購入契約を締結するものであります。

契約物件の概要であります。消防ポンプ自動車1台で、納入期限は令和7年3月31日を予定するものであります。つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号から議案第64号まで一括上程、説明、質疑、採決

○山内 政議長 日程第9、議案第61号から日程第12、議案第64号までの固定資産評価審査委員会委員の選任については関連がありますので、一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第61号から議案第64号までの固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

本案は、本年5月31日をもって任期満了を迎えます4名の委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第61号で同意を求めます大竹康男氏であります。主な経歴は別途配付しております附属資料に記載のとおりであり、町村合併時の平成18年3月20日から現在に至るまでご尽力をいただいております。大竹氏のその豊富な経験と人格、識見とも当該委員として適任であり、引き続きその任を担っていただきたいと考えておりますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第62号で同意を求めます芳賀美恵子氏であります。主な経歴は、同様に別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。芳賀氏におかれましては、令和3年6月1日から現在に至るまでご尽力をいただいております。その豊富な経験と人格、識見とも当該委員として適任でありますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第63号で同意を求めます山内敬氏であります。主な経歴は、同様に別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。山内氏におかれましては、地域性も考慮し新たな委員として就任いただくものであり、これまでの経歴からも地域の固定資産の事情にも精通されている方です。また、その豊富な経験と人格、識見とも当該委員として適任でありますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第64号で同意を求めます佐藤実氏であります。主な経歴は、同様に別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。佐藤氏におかれましては、地域性も考慮し新たな委員

として就任いただくものであり、これまでの経歴からも地域の固定資産の事情にも精通されている方です。また、その豊富な経験と人格、識見とも当該委員として適任でありますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

なお、ただいま提案申し上げました4名の方々とも任期は令和6年6月1日から令和9年5月31日までの3年間となります。

○山内 政議長 これから1議案ごとに質疑、採決を行います。

初めに、議案第61号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。着席ください。

次に、議案第62号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。着席ください。

次に、議案第63号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。着席ください。

次に、議案第64号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。着席ください。



○山内 政議長 日程第13、議案第65号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第65号 令和6年度南会津町一般会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ97万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ125億6,897万6,000円とするものであります。

主な補正の内容であります。昨年度の積雪により被災した施設の修繕費用、南会津町消防団が福島民報社「民報金ばれん」の受賞が決定したため、その関連費用などを追加するものであります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第21款諸収入であります。昨年度の積雪により被災した施設の修繕に係る費用の保険金収入及び南会津町消防団金ばれん受賞祝賀会参加者負担分97万6,000円を計上するものであります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

第2款総務費であります。旧檜沢中学校の屋根が昨年度の積雪で被災したことにより、修繕料23万円を計上するものであります。

第8款土木費であります。現在使用している平成2年式の除雪トラックについて、馬力の低下や修繕費用がかさむため、車両の更新を計画していたところでございます。しかし、新車による更新は、その納期が2年半から3年の期間がかかるということでございます。現在使用している除雪トラックと同様に中古の除雪トラックを探していたところ、同程度の機能を有する平成11年式の除雪トラックが見つかりましたので、購入費用として520万7,000円を計上するものであります。

第9款消防費でございます。南会津町消防団の福島民報社「民報金ばれん」の受賞に伴う祝賀会関連費用及び新聞への広告費用等で、296万1,000円を計上するものであります。

第10款教育費でございます。舘岩中学校体育館及び伊南武道館に係る雪害修繕費用42万4,000円を計上するものでございます。

第14款予備費は、歳入との関連で784万6,000円の減額でございます。

以上、一般会計補正予算の内容をご説明申し上げます。よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 一般補正6ページの土木費について、今、町長から平成11年式というふうに聞いたんですけど、25年経過している自動車ということによろしいんですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

まず、初年度登録が平成2年式でございまして、実際に購入したのは、こちら中古で購入をしておございまして、平成11年に購入をしたというところでございます。型式としては35年程度経過をしているんですが、実際町のほうで購入をしてからは、平成11年ですから13年程度、平成11年式のやつが見つかりましたので、それで、平成11年からということで13年経過をしているトラックを買い替えるというものでございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 平成11年で13年経過といたらちょっと違うんじゃないですか、年数。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

平成……

○山内 政議長 質問の意味分かりますか。

○室井利和建設課長 すみません、一度協議させていただいてよろしいでしょうか。

○山内 政議長 暫時休議します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○山内 政議長 再開します。

建設課長。

○室井利和建設課長 大変失礼いたしました。

平成11年式の中古の車両が見つかりましたので、そちらを購入するというところでございます。実際経過につきましては、平成11年式ですので、既に25年程度経過をしている車両ということになり

ます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 これまで使っていたものは何年経過しているのか、ちょっとやり取りの中で25年経過しているものを今度新たに買うわけですね、ここは間違いないですね。これまでのと、差というのはどんな感じなんですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

これまで、今まで使用していたものにつきましては平成2年式でございまして、平成2年式でございますので、今現在、約34年が経過をしているというような状況でございます。

○山内 政議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 本臨時会に付された事件は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和6年第2回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 川 島 進

署 名 議 員 湯 田 芳 博